

議案第 88 号

長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 28 年 12 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

丸田荘を使用しようとする者は、別表による使用料を納めなければならない。

第8条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 浴場を使用した者は、当該使用に付随して教養娯楽室を使用するときは、同室の使用料を免除されるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

区分		単位			金額	
施設使用料	教養娯楽室	町民		1時間	100円	
		町民以外		1時間	210円	
	浴場	町民	60歳以上の者及び障害者	1人	1回	100円
				回数券／1冊	11回分	1,000円
			中学生以上	1人	1回	200円
		回数券／1冊		11回分	2,000円	
		小学生以下	1人	1回	100円	
			回数券／1冊	11回分	1,000円	
	町民以外	—	1人	1回	300円	
			回数券／1冊	11回分	3,000円	
冷暖房使用料	教養娯楽室	—			1時間	200円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長与町老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。